

ております。詳しくは、最寄りの地域県民局県税部にご相談ください。

#### ◆問合せ先

下北地域県民局県税部納税管理課  
☎ 0175-22-8581  
(内線 210, 211)

## お知らせ

### 河川におけるサケの採捕禁止について

特別に許可を受けた漁業関係者以外の方がサケを捕ることは、水産資源保護法及び青森県漁業調整規則により、全ての川で全面禁止になっています。

ルールに違反して一般の方がサケを捕ると法律及び規則により罰せられますので、ご注意願います。

#### ◆問合せ先

東通村水産課水産G  
☎ 0175-27-2111  
(内線 111)  
むつ水産事務所水産課  
☎ 0175-22-9732

## お知らせ

### 卓球教室開催について

村体育館では、卓球教室を11月4日(木)よりオープンします！初心者の方も大歓迎！一緒に体を動かしませんか？

◆開催日時 毎週木曜日  
9:30～11:30まで

◆場所 東通村体育館

#### ◆その他

上履き持参、用具貸出有り

#### ◆問合せ先

東通村体育館  
☎ 0175-27-2200

め、加入当初は納付書で納めて頂くことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税(料)を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

### 3. 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は市町村窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると通常より有効期限が短い保険証が交付されることがあります。

#### ◆問合せ先

東通村税務住民課国民健康保険G  
☎ 0175-27-2111  
青森県後期高齢者医療広域連合  
☎ 017-721-3821

## お知らせ

### 下北県税から

#### ○台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨の被害者に対する県税の減免等について

このたびの台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により、多大な被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

被害を受けられた方々は、再建に向け努力されていることと思いますが、今後納付すべき県税(個人事業税、不動産取得税及び自動車税(種別割))については、被害の状況に応じ減免する等の措置をとることとし

## お知らせ

### 募 集

### イベント情報



## お知らせ

### 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

#### 1. 薬の飲み合わせに注意が必要な方及び多くの薬を服用されている方へ

①同時期に複数の医療機関から薬を処方され服用していると、飲み合わせが悪く薬の効果が十分に得られなかったり、薬が効きすぎて重い副作用を引き起こすことがあります。

②同時期に複数の医療機関から薬を処方され服用する薬の種類が多くなると、分からぬまま同じ成分の薬をたくさん飲んでいたり、飲み合わせが悪い薬を飲んでいることがあります。

上記①及び②の可能性がある方へ年1回お知らせをお送りしています。お知らせが届いた方は、お知らせとすべてのお薬手帳を持参し、かかりつけ医又はかかりつけ薬局にご相談ください。

#### 2. 新たに後期高齢者医療制度に加入する方の保険料の納め方について

保険料は年金から天引き(特別徴収)が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する方は年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるた